

付録 3:法務省矯正局通知第 2957 号

機密性 2 情報

法務省矯成第 2957 号
平成 26 年 1 月 26 日

刑事施設の長 殿
矯正管区長 殿 (参考送付)
矯正研修所長 殿 (参考送付)

矯正局成人矯正課長 松 田 治

女子被収容者等が出産する際の手錠及び捕縄の使用について (通知)

今般、女子被収容者等 (以下「被収容者等」という。) が外部病院等において出産する際に、手錠及び捕縄 (以下「手錠等」という。) を使用したまま出産をしているとの指摘があったことから、その運用について調査を行ったところ、各刑事施設において、その取扱いに差異が認められました。

そこで、出産時の状態において、逃走等のおそれが認められるか否か、また、出産という新たな生命の誕生に臨む被収容者等の心情等について検討した結果、刑事施設の被収容者等の出産時においては手錠等を使用しない取扱いとし、その運用については、下記のとおりとします。遺漏のないよう配慮いたします。

記

- 1 手錠等を使用してはならない場面
少なくとも出産のために分娩室等 (分娩する場所をいう。以下同じ。) に入室している間は使用しないこと。
- 2 戒護職員
戒護職員の配置箇所や人員は、外部病院等と事前に打合せを行い、不測の事態に備えること。
- 3 不測の事態の際の対応
上記 1 の取扱いは、出産する際に手錠等を使用しないとするものであり、分娩室等内で待機中に不測の事態が発生した場合の手錠等の使用まで制限するものではないこと。